第４回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和８年１０月２０日（火）　午前１０時００分

会津坂下町役場本庁舎３階　大会議室

会津坂下町農業委員会

第４回　会津坂下町農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年１０月２０日（火）午前１０時００分～１０時１０分

２　開催場所　　会津坂下町役場　３階　大会議室

３　出席委員（１０人）・出席推進委員（７人）

１番　鈴木　寿夫	２番　鈴木　清介
３番　佐々木　美穂	４番　齋藤　嘉美
５番　渡部　敦	６番　永山　廣隆
７番　藤川　将仁	８番　渡部　淳
９番　橋本　善和	１０番　五十嵐　朱美
坂下地区　小林　雅博	若宮地区　山内　和之
金上地区　佐藤　充	広瀬地区　佐藤　仁一
川西地区　齋藤　文範	八幡地区　桑原　博之
高寺地区　加藤　康明	

４　欠席委員（０人）・推進委員（０人）

５　遅刻委員（０人）

６　議事日程

第１　議事録署名委員の指名について
第２　会期の決定について
第３　報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
第４　議案第６号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

７　農業委員会事務局職員

事務局長　渡部　聡	事務局次長　佐藤　良二郎
農地管理係長　長峯　麻美	係員　大場　智鶴

８　会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は、10 名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7 名です。 それでは、第 4 回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第 3 号の農地法第 3 条の案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第 4 号の農地法第 5 条の 1 号、3 号案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。2 号案件については、9 月 29 日付で県へ進達しました。 次に議案第 5 号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。 本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。
議長	**日程第 1「議事録署名委員の指名」**を行います。 議事録署名委員として、10 番五十嵐委員、2 番鈴木委員の 2 名を指名いたします。
議長	**日程第 2「会期の決定について」**を議題といたします。お諮りいたします。第 4 回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声あり】 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各

	案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。
議長	**日程第3　報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」**を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 1号2号は所有権移転するため公社との契約を解約するものです。 以上、報告します。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	**日程第4　議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」**を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、契約期間、賃借料、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1号案件の譲受人は農業を営んでおり、コンバインを自宅から200m離れた車庫に置いており不便を感じていたため、自宅の隣地であり遊休農地となっていた当該申請地を駐車場及び雪捨て場として転用するものです。 農地転用許可基準の立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を駐車場及び雪捨て場用地にすることに対し妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、カーポート部分については西側の側溝に流し、雪捨て場部分については自然地下浸透となっており、周辺に農地はなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。 2号案件の譲受人は住宅を新築するに当たり、現在居住する賃貸住宅に近く利便性の良い当該申請地を住宅用地として転用したいというものです。

	農地転用許可基準の立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。 一般基準は、資力については全額借入金で賄い、申請地を住宅用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透とし、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、問題ないと思われます。 転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 佐藤推進委員	1 号案件について調査の結果を報告します。10 月 15 日事務局とともに現地を確認し、事務局の説明のとおり転用することに問題ないことを確認しました。また 10 月 14 日譲渡人、譲受人へ電話にて議案書に記載のとおり相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 ≪挙手全員≫
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に 2 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
坂下地区 小林推進委員	2 号案件について調査の結果を報告します。10 月 14 日事務局とともに現地を確認し、事務局の説明のとおり転用することに問題ないことを確認しました。また事務局から行政書士へ議案

	書に記載のとおり相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 ≪挙手全員≫
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 4 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和８年１０月２０日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員